

ソラリアステージビル

浸水時避難確保・浸水防止計画

平成 28 年 5 月

事業者名 西日本鉄道株式会社

「浸水時避難確保・浸水防止計画」目次

| | |
|-----|-----------------------------|
| 1. | 計画の目的, 対象区域及び適用範囲..... |
| 2. | 自衛水防組織編成表..... |
| 3. | 自衛水防組織任務表..... |
| 4. | 情報収集..... |
| 5. | 情報伝達フロー..... |
| 6. | 配備計画表..... |
| 7. | 浸水防止に関する活動..... |
| 8. | ソラリアステージビル土のう・避難経路図..... |
| 9. | 避難誘導..... |
| 10. | 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設整備..... |
| 11. | 防災教育及び訓練の実施..... |
| 12. | 自衛水防組織の業務に関する事項..... |
| | 別紙 自衛水防組織活動要領..... |
| | 別紙 自衛水防組織装備品一覧表..... |

1. 計画の目的, 対象区域及び適用範囲

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の2第1項及び福岡市地域防災計画（風水害対策編）第2章第1節第7に定められた必要な措置に関する計画を作成し、「ソラリアステージビル」利用者の洪水（浸水）時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図ることを目的とする。

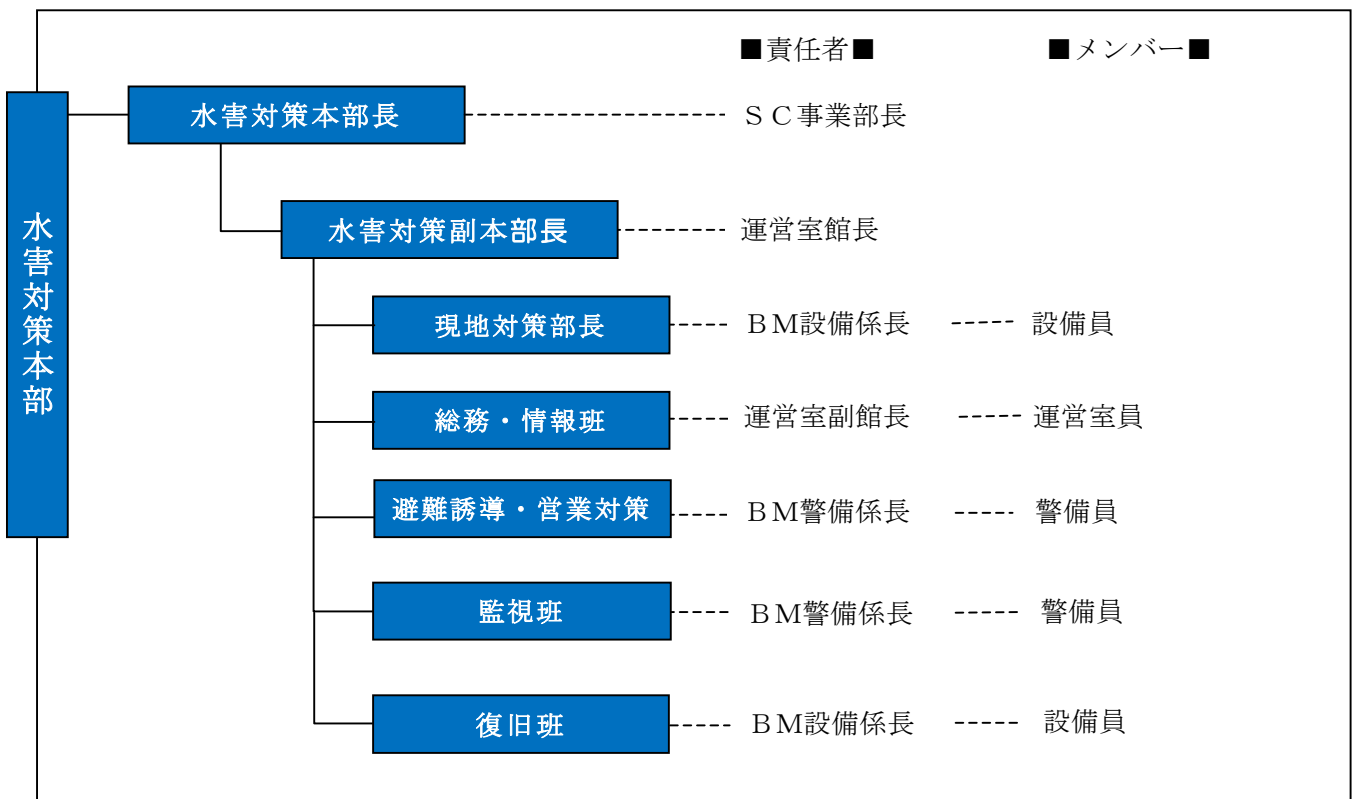
(2) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、ソラリアステージビルに属する地下空間及び地上施設とする。

(3) 計画の適用範囲

この計画は、ソラリアステージビルの施設に勤務又は利用する全ての者に適用する。

2. 自衛水防組織編成表



3. 自衛水防組織任務表

| 組 織 名 称 | 任 務 内 容 |
|------------|---|
| 水害対策本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告，指示等対策本部の総括指揮 |
| 水害対策副本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長への報告・補佐，本部業務の管理 ② 対策本部との連絡調整 ③ 営業対策，ショップ対応の指揮・指示 |
| 現地対策部長 | <ul style="list-style-type: none"> ① 現場対策の総合指揮 ② 本部長への現地状況の伝達，本部長からの指示実行 |
| 総括・情報班 | <ul style="list-style-type: none"> ① 各情報の収集伝達 ② 関係機関への情報連絡 ③ 自衛水防活動の状況把握，情報内容の記録 ④ 報道機関対応その他広報全般 ⑤ 休日・夜間における緊急連絡，動員計画 ⑥ 食料調達・確保 |
| 避難誘導・営業対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難誘導の実施 ② 災害時要援護者の介助 ③ 未避難者，要救助者の確認 ④ 営業停止・再開等の情報連絡 |
| 監視班 | <ul style="list-style-type: none"> ① 気象・河川水位情報等の監視，収集伝達 ② 沈設地下施設管理者との情報連絡 ③ 館内放送による情報連絡 |
| 復旧班 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地下街への浸水及び漏水防止処理 ② 水防用資機材の準備 ③ 電気設備，機械設備，排水ポンプの点検・処理 ④ 排水溝の点検・処理 ⑤ 地上施設の点検・処理 ⑥ 被害発生箇所の応急処置 ⑦ 管理シャッター開閉の検討 |

4. 情報収集

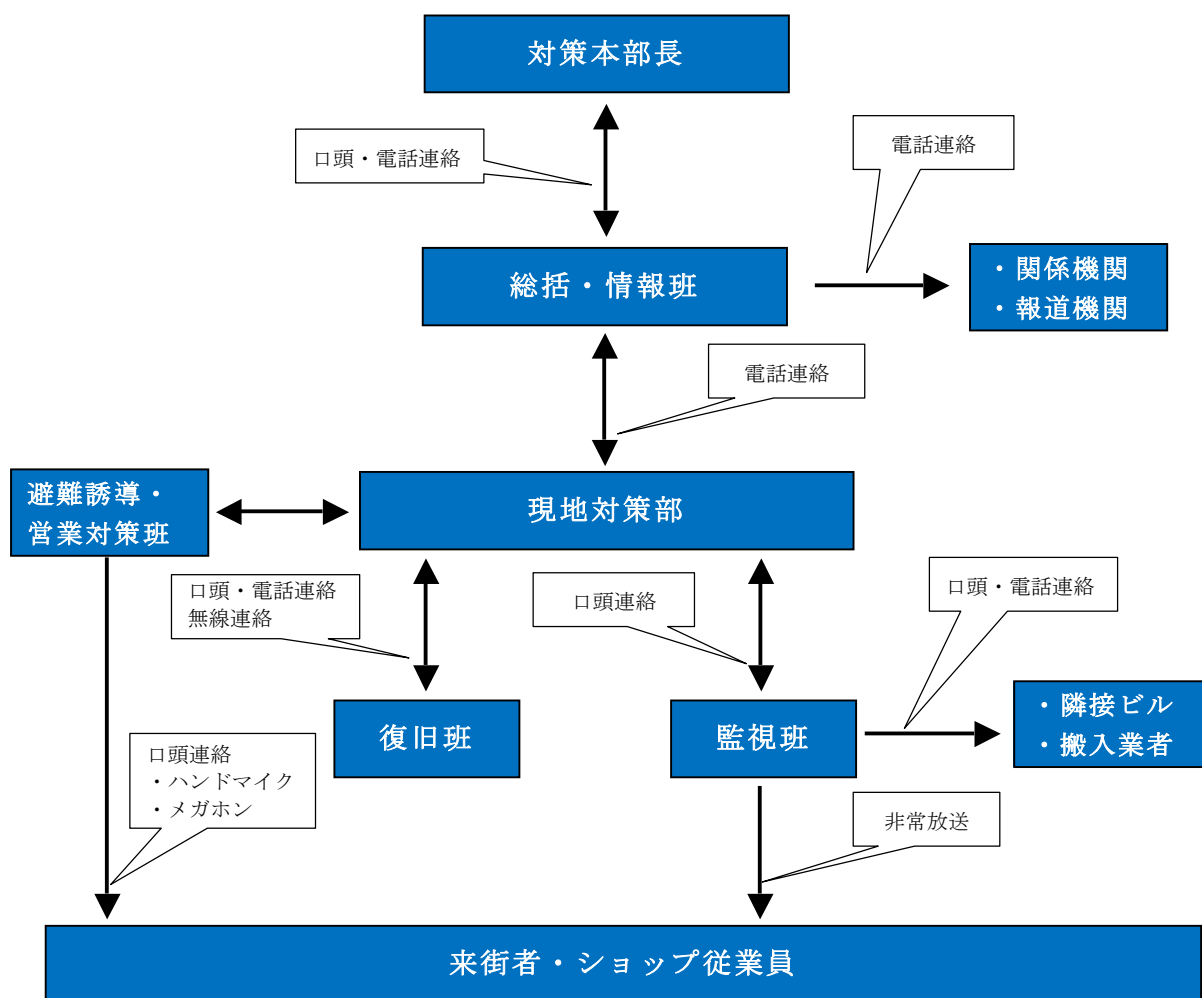
| 項目 | 内 容 | |
|----------------------------|--|--|
| 浸 水 危 険 性 等 | 次の方法より、随時、気象情報及び那珂川の稲荷橋並びに薬院新川の新川橋（姿見橋含む）の水位又は避難勧告等の各種情報を把握する。 | |
| | 収集する情報 | 収 集 方 法 |
| | 気象状況 | FAX（市民局）、インターネット、テレビ、ラジオ 防災メール（福岡市防災・危機管理課） |
| | 洪水予報・水到達情報 | FAX（市民局）、インターネット、テレビ 御笠川水位確認、防災メール（福岡市防災・危機管理課） |
| | 避難勧告・避難指示 | FAX（市民局）、インターネット、テレビ 防災メール（福岡市防災・危機管理課） |
| 館 内 の 状 況 | 次の方法により、随時、館内の状況を把握する。 | |
| | 館内の状況 | ITV 監視カメラ、有線及び無線による連絡 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下通路等で接続されている各施設（地下鉄含む）との浸水情報は、「天神地区総合共同防火管理協議会」の通報系統図により、連携体制を構築している。 ・停電時の情報収集については、ラジオ、携帯電話等を活用し、予備乾電池等を常時在庫している。 | |

<インターネット HP>

気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

水位情報 <http://www.river.go.jp/>

5. 情報伝達フロー



6. 配備計画表

| 配備 | 態勢 | 発令基準 | 配備要員 |
|------|----|--|------------------------|
| 第1配備 | 注意 | 福岡管区气象台から福岡地方福岡市に「大雨警報」, 「洪水警報」, 「暴風警報」のいずれかが発令された場合 | ・設備員 ・警備員 ・運営室員 |
| 第2配備 | 警戒 | 那珂川の稲荷橋及び薬院新川の新川橋の水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇傾向にある場合 | ・副館長 ・設備係長 ・警備係長 |
| 第3配備 | 非常 | 那珂川の稲荷橋及び薬院新川の新川橋の水位が「氾濫危険水位」を超えた場合 | ・部長 ・館長 ・以下全員 |

7. 浸水防止に関する活動

(1) 土のうの設置

次のいずれの項目に該当するときは、土のうを設置する。

- ・「避難勧告」が発令されたとき
- ・那珂川の稲荷橋及び薬院新川の新川橋の水位が「氾濫危険水位」を超え、さらに水位が上昇傾向にあるとき
- ・「内水氾濫」による浸水の危険が生じたとき

(2) 土のう設置箇所

ソラリアステージビルに通ずる当社が管理する次の入口に設置する。

- ・ソラリアステージ南玄関口, ソラリアステージ10M通路東西, 駅ビル通路東西
(5箇所)

8. ソラリアステージビル土のう設置箇所及び避難経路図

別紙 (図面)

9. 避 難 誘 導

| | |
|-------------|---|
| 第1 避難の原則 | <p>周囲道路が冠水し、出入り口や接続地下歩道等から多量の湧・雨水の流入が予測されるとき、又は、流入したときには来館者の避難誘導を最優先する。</p> <p>地上の浸水及び収容状況から、建物の2階以上に案内する。</p> <p>また、必要により福岡市地域防災計画で指定された直近の避難所「旧大名小学校」を案内する。</p> |
| 第2 避難誘導の時期 | <p>那珂川の稲荷橋及び薬院新川の新川橋の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき、又は、福岡市災害対策本部から「避難勧告」が発令されたときとする。</p> <p>なお、来街者及びショップ従業員に対し館内非常放送により避難の連絡（指示）を行う。</p> <p>また、避難の連絡（指示）に際しては、隣接事業所等との連絡を密にして実施する。</p> |
| 第3 避難誘導時の行動 | <p>避難経路については、別紙「ソラリスステージビル避難経路図」参照</p> |

(注) 雨の降り方や施設周辺の地上部の状況については直接確認を行い、浸水が始まりそうかどうかを直接確認する必要がある。(屋外の監視カメラも活用する。)

10. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備

(1) 情報収集・伝達，避難誘導の際に使用する施設及び資器材については，下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。

(2) これらの資器材等については，日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
|---------|--|
| 情報収集・伝達 | テレビ，ラジオ，FAX，パソコン（含むタブレット），携帯無線，携帯電話，懐中電灯，乾電池 |
| 避難誘導 | 携帯電話，携帯用拡声器，懐中電灯，乾電池 |
| 浸水防止対策 | 土のう，防水シート，給水マット，他 |

11. 防災教育及び訓練の実施

| 実施月 | 実施対象者 | 実施内容 |
|-----------|-----------|--|
| 5月 | 社員 | 浸水対策説明会（会議時に実施） |
| 5月 | 社員及び委託警備員 | 土のう設置場所確認及び保管状況確認 |
| 5月 | 社員及び委託警備員 | 天神地区総合共同防火管理協議会による浸水防止合同訓練 (通報訓練，止水板等設置訓練，避難誘導訓練) |
| 11月 5月 | ショップ従業員 | 避難誘導訓練（防災訓練時に併行して実施） |

12. 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、下表のとおり訓練を実施するものとする。

| 実施月 | 実施対象者 | 実施内容 |
|-----|------------|--|
| 5月 | 自衛水防組織の構成員 | 新人に対し、避難確保・浸水防止計画について研修 |
| 5月 | 避難誘導・営業対策班 | 土のう等の点検，操作訓練 |
| 5月 | 避難誘導・営業対策班 | 天神共防による浸水防止合同訓練に併せ，水防工法（土のう設置），通報連絡訓練及び避難誘導訓練の実施 |

別表

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

なお、編成については、自衛水防組織編成表のとおりとする。

2 自衛水防組織には、総括管理者を置く。

(1) 総括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を総括する。

(2) 総括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、総括管理者の代行者を定め当該代行者に対し、総括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

なお、総括管理者の代行者は、自衛消防隊長とする。

4 自衛水防組織に班を置く。

(1) 班は、情報収集・連絡班、避難誘導・営業対策班、現場活動班及び支援班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、自衛水防組織任務表に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（管理部）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、各班に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 管理権原者は、災害等の応急活動のための緊急連絡網や従業等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の運用)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表「自衛水防備品一覧表」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、総括管理者が防災センター及び機械室倉庫等に保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の運用)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき、情報収集、避難誘導及び現地活動等を行うものとする。

別表

自衛水防装備品一覧表

| 任 務 | 装 備 品 |
|------------|---|
| 総括・情報班 | <p>情報収集 パソコン（含むタブレット）、FAX、電話（固定、携帯）、テレビ、ラジオ、ITV 監視カメラ等</p> <p>照明 懐中電灯等</p> |
| 避難誘導・営業対策班 | <p>誘導資器材 案内誘導灯、拡声器、メガホン</p> <p>情報収集 パソコン（含むタブレット）、FAX、携帯電話、テレビ、ラジオ、ITV 監視カメラ等</p> <p>照明 懐中電灯等</p> |
| 復 旧 班 | <p>ヘルメット、拡声器、警笛、手袋、懐中電灯、担架等</p> <p>水防工法関連（土のう、吸水マット、ロープ等）</p> <p>携帯電話、携帯無線機</p> |